

みのおワーキングNEWSは、労働に関するセミナーの案内や関係機関からのお知らせ等の情報を掲載しています。

発行：箕面市 企画部 商工労働課  
〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-722-7655

## ～箕面市からのお知らせ～

### 「箕面市女性活躍推進計画」を改訂しました

箕面市は、女性の職業生活における活躍を一層推進するため、「箕面市女性活躍推進計画」を一部改訂しました。

本計画は、女性活躍推進法に基づき策定されたもので、「箕面市男女協働参画推進プラン」の一環として、働く女性への支援や職場環境の整備を重点的に進めるものです。

今回の改訂は、令和8年4月の女性活躍推進法改正を踏まえたもので、女性の健康上の特性への配慮やハラスメント対策の位置付けなどが行われたため、一部改訂しました。

市内事業者の皆さまも、誰もが働きやすい職場づくりに向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。



詳しくは箕面市ホームページをご覧ください。

### 「箕面市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始しました

箕面市では、性の多様性に関する理解を深め、性別や性的指向、性自認に関わらず誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現をめざし、令和8年4月1日から「箕面市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始しました。

この制度は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓した事実を市が証明するもので、宣誓者にはパートナーシップ宣誓証明カードが交付されます。

市内事業者の皆さまにおかれても、制度の趣旨を踏まえた配慮や職場における福利厚生制度の取扱いについて、ご理解とご協力をお願いします。



詳しくは箕面市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先：箕面市 人権文化部 人権政策課 TEL：072-724-6720 FAX:072-725-8360

## -目次-

- 「箕面市女性活躍推進計画」を改訂しました 他1件 [箕面市]・・・1ページ
- 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます 他3件 [ハローワーク池田]・・・2ページ
- 熱中症に関する規則が強化されています [淀川労働基準監督署]・・・4ページ
- 2026年10月1日～カスハラ対策が義務化されます！ 他1件 [大阪労働局雇用環境・均等部指導課]・・・6ページ
- 「職場のハラスメント撲滅府民運動」の標語を募集します！ [大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課]・・・8ページ

## ～ハローワーク池田からのお知らせ～

### check 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます (令和8年7月以降)

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<b>2.7%</b>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<b>37.5人以上</b>

#### ▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告  
(令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します)
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)



### check 令和8年高年齢者・障害者雇用状況等報告の提出のお願い

一定数以上の従業員を雇用している事業主の皆さまには、毎年6月1日時点の高年齢者・障害者の雇用状況を、事業所の所在地を管轄するハローワークに報告する必要があります。

報告は、デジタル庁e-Gov電子申請システムを使用する電子申請による方法のほか、郵送または来所により提出をお願いいたします。

#### ▶令和8年の報告期限は、7月15日までとなります。

- ◆ 対象となる事業主様には、5月下旬に報告書類を発送しております。



### ★詳しくはハローワーク池田までお問い合わせください★

ハローワーク池田

☎ 072-751-2595

担当部門コード：31# (高年齢者)

32# (障害者)

check

## 外国人の適正な雇用にご協力をお願いいたします

### ▶ 6月は「外国人雇用啓発月間」となります。

守るべき雇用ルールを、いま一度チェックをお願いいたします。

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか
- 安易な解雇はしていませんか
- 外国人の雇入れ・離職時に、  
ハローワークへ外国人雇用状況届出(※)を出していますか



### ▶ (※) 外国人雇用状況届出書(様式第3号)による届出はインターネットで登録ができます。

- ◆外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。
- ◆外国人雇用状況届出書(様式第3号)による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

check

## 外国人雇用管理指針改正の主なポイント

本指針が改正され、段階的に適用されることとなります。職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでいただくようお願いいたします。

### ▶ 令和8年6月14日適用

- ◆同一労働同一賃金ガイドラインが適用されることに留意すること
- ◆外国人労働者の日本語学習支援等に努めること
- ◆外国人雇用状況届出の際に読取アプリを活用すること  
⇒不法就労関連では、事業主も処罰の対象となりえます。



在留カード等読取アプリケーションサポートページ及びアプリの入手はこちらから

操作マニュアル、利用環境等はサポートページをご確認ください。  
アプリの操作方法等については、メール(rsd-support@rsd-support.jp)にてお問合せください。



### ▶ 令和8年10月1日適用

- ◆パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります。

★詳しくはハローワーク池田までお問い合わせください★

ハローワーク池田 ☎ 072-751-2595 担当部門コード：31#(外国人)

## 熱中症 に関する規則が強化されています

### 注意

令和7年6月1日から、改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の重篤化を防止する「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が、罰則付きで事業者に義務付けられました。

### 対象

WBGT値28度以上 又は 気温31度以上 の環境下で  
連続1時間以上 又は 1日4時間を超えて実施が見込まれる作業



一部の特殊な作業のみが対象だと勘違いしていませんか？

- ・ 気温31度の屋外で、1日4時間を超えて行う外回りの営業
- ・ 気温31度の屋外で、自転車に乗って1日4時間を超えて移動する訪問介護
- ・ 窓から日が差し局所的にWBGT値28度以上になる屋内で、連続1時間の作業
- ・ 気温31度の屋外で、たまに行う連続1時間以上の清掃 etc...

これらは**全て対象作業！**以下の**対策の実施が必要**です！

### 実施内容

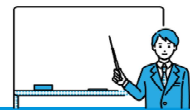
熱中症者を見つける  
体制整備



判断し対処する  
手順作成



体制と手順を  
周知



## 1 熱中症のおそれがある人を、いち早く見つけるための体制整備

### Step 1

労働者および関係者が「熱中症」の症状を知る

- ・ 自分自身又は同僚が「熱中症になったかも？」と「疑えるようになること」が第一歩です
- ・ 熱中症は、適切な対応が取られなかった場合、命に関わる危険な症状です。

### Step 2

「熱中症の自覚症状がある人」「熱中症の疑いのある人を見つけた人」は、**すぐさま管理者へ連絡するよう周知**する

- ・ 熱中症の連絡担当者を定めて連絡先を掲示するなどして、連絡体制を整備しましょう
- ・ 一人作業の場合は、定時連絡を取るなどして、積極的に健康状態を確認しましょう

## 2 熱中症のおそれがある人に、迅速に対処できる実施手順を定める

### Step 1

あらかじめ付近の医療機関の所在地・連絡先を把握して**緊急連絡網を作る**

### Step 2

熱中症の重篤化を防ぐ**必要な措置の実施手順を定めて周知**する

➡ 以上を踏まえた対応フロー図(裏面参照)を作成・周知し、**熱中症に備え**ましょう！

※ 令和8年3月に、熱中症対策をまとめた「**職場における熱中症防止のためのガイドライン**」が策定されました。当該ガイドラインを含む職場における熱中症対策についても、併せてご参照ください。



厚生労働省 大阪労働局 淀川労働基準監督署  
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>



# 熱中症が疑われるときの対応フロー図



## 熱中症の症状があるか

**DANGER**

- ・生あくび ・めまい ・筋肉痛
- ・大量の発汗 ・体がだるい

※軽度の症状でも、急速に悪化することがあります！  
すぐに対応しましょう

以下の症状は特に**危険な状態**です

- ・吐き気 ・頭痛 ・虚脱感 ・意識障害
- ・高体温 ・けいれん ・手足がうまく動かない

はい

はい

### 熱中症担当者に連絡

担当者

☎

代理

☎

### 救急車を呼ぶ [119番]



- ・落ち着いて『救急です』と伝えましょう
- ・住所(地番まで)を伝えましょう

住所

- ・被災者の症状、年齢を伝えましょう
- ・通報者の氏名と電話番号を伝えましょう

判断・対処に迷ったら・・・  
#7119(相談窓口)

### 意識があるか

※ 返事がおかしい「ぼーっとしている」  
などの状態も救急車を呼びましょう

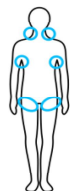
いいえ

救急隊がくるまでに応急処置をしましょう

はい

### 涼しい場所へ避難させる 服をゆるめ身体を冷やす

からだを冷やす  
ポイント



- ① 風通しのよい日陰 クーラーが効いている室内等に避難させましょう  
・傷病者が異性の場合は、②の措置を考慮し同性の救護を求めましょう  
※ただし、救護を最優先
- ② 氷や冷えたペットボトルで左図の青丸の箇所を冷やしましょう  
・濡れタオルを体にあて、うちわや扇子などで扇ぎましょう  
・ホースで全身に水をかけましょう(水道水散布法)  
※重症者の救命は、いかに早く体温を下げられるかにかかっています



[水道水散布法動画]



はい

### 水分を自力で摂取できるか



はい

いいえ

### 水分・塩分を補給する

- ・意識があり、応答がある場合のみ(誤飲の可能性)
- ・スポーツドリンクや経口補水液等が望ましい

### 症状が良くなったか

はい

### 医療機関へ搬送

病院名

住所

☎

帰宅後に悪化した場合は  
医療機関をすぐに受診



(症状が完全に回復するまでは1人にしない  
単独作業の場合は、常に連絡できる状態を維持する)

※本フロー図は作成の一例です

大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課 からのお知らせ

2026年10月1日～ 改正労働施策総合推進法施行

# カスハラ対策が義務化されます！



事業主のみなさまは、改正法や指針の内容に沿った対策を行う準備を進めてください。

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

## 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- カスタマーハラスメントには、毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を、労働者に周知する

## 相談体制の整備

- 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

## 事後の迅速かつ適切な対応

- 事実確認を迅速かつ正確に確認する
- 被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
- 再発防止に向けた措置を講ずる

カスハラ独自の取組です

## 対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置

- 特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該処分を行うことができる体制を整備する

## そのほか併せて講ずべき措置

- 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- 相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

指針には「カスタマーハラスメントの定義」や「望ましい取組」についても定めていますので、詳しくはホームページにて内容をご確認ください。

大阪労働局では説明会やワークショップを開催しますので、ぜひご参加ください。



2026年10月1日～ 改正男女雇用機会均等法施行

# 求職者等セクハラ対策が義務化されます！



事業主のみなさまは、改正法や指針の内容に沿った対策を行う準備を進めてください。

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

## 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはいない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- 求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する

求職者等セクハラ  
独自の取組です

## 相談体制の整備

- 相談窓口をあらかじめ定め、求職者に周知する
- 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

## そのほか併せて講ずべき措置

- 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- 労働者が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

## 事後の迅速かつ適切な対応

- 事実確認を迅速かつ正確に確認する
- 被害者に対する配慮のための措置を行う
- 行為者に対する措置を適正に行う
- 再発防止に向けた措置を講ずる

指針には「求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義」や「望ましい取組」についても定めていますので、詳しくはホームページにて内容をご確認ください。

大阪労働局では説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。



お問い合わせ先 大阪労働局雇用環境・均等部指導課 TEL:06-6941-8940

厚生労働省 大阪労働局  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## ～大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課からのお知らせ～

### 「職場のハラスメント撲滅府民運動」の標語を募集します！

職場のハラスメントは個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、労働者の人権侵害はもとより、能力の発揮を阻害するものです。

大阪府では、大阪労働局や経済団体等と連携し、「職場のハラスメント撲滅府民運動」を実施するにあたり、府民一人ひとりが職場のハラスメント撲滅について考える機会に繋げるために、標語を募集します。みなさま、奮ってご応募ください！

#### 【応募内容】

職場のハラスメント防止に向けた4つの標語

(テーマの趣旨が伝わるフレーズで、20字程度)

#### 【応募テーマ】

- (1) 職場のハラスメントの防止
- (2) カスタマーハラスメント（カスハラ）の防止
- (3) セクシュアルハラスメント（セクハラ）の防止
- (4) パワーハラスメント（パワハラ）の防止

#### 【応募資格】

大阪府内にお住まいの方、大阪府内の事業所でお勤めの方又は学校に在籍している方

#### 【応募期間】

令和8年6月1日（月曜日）から令和8年7月31日（金曜日）まで

#### 【応募方法】

大阪府行政オンラインシステムの応募フォームから、標語と必要事項を入力してください。

詳細については、大阪府ホームページ「職場のハラスメント撲滅にむけた標語募集ページ」をご覧ください。

<https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/harassment/hyogoboshu/>

**募集中!**

みんなでつくる  
働きやすい大阪

あなたのなにげない言動が、  
相手の人格や尊厳を傷つけているかもしれません。  
誰もがいきいきと働くことのできる職場環境を確保し、  
良好な関係を築いていくことが大切です。



職場のハラスメント撲滅府民運動実施中!  
●募集の受付先  
大阪府労働局雇用推進室労働環境課  
〒543-0211 大阪市東区東1-14 エル・エスビル10F  
大阪府労働局

